ClassNK
External Affairs Division
Vol.1 (29 March 2013)

IACS で最近採択された技術決議(2012 年 7 月 - 12 月)

日本海事協会　国際室より国際船級協会連合（IACS）の最近の動向をお知らせ致します。

弊会ではこれまで、国際海事機関（IMO）の主要な会合後に、審議速報の形で皆様に最新動向を提供してまいりました。 今後は、これに加え、IACS の最新動向も順次情報提供してまいります。

IACS では、IACS 統一規則（UR）、IACS 統一解釈（UI）等の技術決議の制定及び改廃を継続的に行っております。なお、UR については、IACS 加盟船級協会間で統一的に運用するために設けられた船級規則であり、特段の明記が無ければ、採択後一年以内に各船級協会の規則に取り入れられ施行することとなっております。 また、UI については、条約規則の中の主管庁の判断に委ねられている部分または曖昧な表現に対して、船籍国政府がその解釈について明確な指示を出していない場合、IACS 加盟船級協会が統一的に運用できるよう設けられたものです。

今回は、2012 年 7 月から 12 月までの半年間に IACS に於いて採択された UR（表 1 参照）及び UI（表 2 参照）について、その概要と共に情報提供致します。 これら決議のテキスト及びその技術背景資料は IACS ホームページに公開されています。 なお、これらの規則は、本会の該当する専門委員会及び技術委員会による審議を受けて、本会鋼船規則に取り入れられることとなります。

また、弊会のホームページにおいては、IACS ホームページには掲載されていない、UR 及び UI のアンダーラインバージョン（改正前と改正後の変更箇所を明確にしたもの）を掲載しております。

表 1　2012 年 7 月－12 月に採択された UR（統一規則）の改正/新規制定一覧

UR 番号	改訂	採択日	タイトル	適用日
UR M68	Corr.2	Nov. 2012	Dimensions of propulsion shafts and their permissible torsional vibration stresses	---
UR F2	Rev.2	Nov. 2012	Aluminium coatings on board oil tankers and chemical tankers	1 Jan. 2014
UR P3	Rev.3	Nov. 2012	Air Pipe Closing Devices	1 Jan. 2014
UR E9	Rev.1	Oct. 2012	Earthing and bonding of cargo tanks/process plant/piping systems for the control of static electricity	1 Jan. 2014
UR P2	Rev.3 (P2.11)	Aug. 2012	Rules for piping design, construction and testing	1 Jan. 2014
UR Z23	Corr.1	Aug. 2012	Hull Survey for New Construction	---
UR Z17	Corr.1	Aug. 2012	Procedural Requirements for Service Suppliers	---
UR Z10.3	Rev.14	Aug. 2012	Hull Surveys of Chemical Tankers	1 Jul. 2013

UR S14	Rev.4	Aug. 2012	Testing Procedures of Watertight Compartments	1 Jul. 2013

表 2　2012 年 7 月－12 月に採択された UI（統一解釈）の改正/新規制定一覧

UI 番号	改訂	採択日	タイトル	適用日
UI SC226	Rev.1	Dec. 2012	IACS Unified Interpretations (UI) on the application of SOLAS regulations to conversions of Single-Hull Oil Tankers to Double-Hull Oil Tankers or Bulk Carriers	1 Jan. 2014
UI SC257	New	Nov. 2012	Pilot Transfer Arrangements (SOLAS V/23 as amended by Resolution MSC.308(88))	1 Jul. 2013
UI SC244	Rev.1	Nov. 2012	Load testing of hooks for primary release of lifeboats and rescue boats	1 Jan. 2014
UI MPC11	Rev.1	Nov. 2012	Interpretation to MARPOL I/27	1 Jul. 2013
UI SC233	Rev.1	Nov. 2012	LSA Code – lifeboat exterior colour	1 Jul. 2013
UI COLREG 1	Rev.1	Oct. 2012	Interpretation to COLREG 1972 Annex 1、 Section 9(b)	1 Jul. 2013
UI SC144	Rev.2	Sep. 2012	Periodic Servicing of Launching Appliances and on-load Releasing Gear	1 Jan. 2013
UI SC255	New	Jul. 2012	Fuel pump arrangement required for ships to maintain normal operation of propulsion machinery when operating in emission control areas and non-restricted areas	1 Jul. 2013
UI MPC102	New	Jul. 2012	Surveys and certification relating to the Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (MARPOL Annex VI Regulation 5.4.4)	1 Jan. 2013
UI MPC101	New	Jul. 2012	Supplement to the International Air Pollution Prevention (IAPP) Certificate – Section 2.3	1 Jan. 2013
UI HSC8	New	Jul. 2012	Protection of load bearing structures	1 Jan. 2014

*Corr.は Corrigenda の略で、原則として内容の変更を伴わない誤植等の修正を指す

表 1 及び表 2 に掲げられた 2012 年 7 月から 12 月までに IACS に於いて採択された技術決議の内容を以下に紹介します。

（1）UR F2

UR F2 には、貨物タンク、貨物タンク甲板区域、ポンプルーム、コファダム等の貨物蒸気が蓄積する場所に対するアルミニウム塗装の使用を禁止する旨が規定されている。今回、油タンカーとバルクキャリア用の共通構造規則（CSR）の要件を参考として、当該場所に対して、重量で 10%以下のアルミニウムを含有する塗装の使用を認める改正が行われた。

（2）UR P3

UR P3 には、自動閉鎖式空気管頭に関する詳細要件が規定されている。今回、浸水時における自動閉鎖式空気管頭の気密試験は、最も厳しい条件で行うことを明確化するとともに、真空状態に対する性能を示すための逆流/排出試験に関する要件を追加する改正が行われた。

（3）UR E9

UR E9 には、管内に貨物油・蒸気等が流れる際に発生する静電気を抑制するため、貨物タンク・設備・配管の接地又はボンディングの要件が規定されている。本要件について、非導電性のガスケット又はシールを有するバタフライ弁等において電気的連続性が確保できていない例があったことから、当該弁に対してボンディングストラップの設置を要求する改

正が行われた。

（4）UR P2

UR P2 には、配管に用いられるメカニカルジョイントの承認試験要件が規定されている。今回、メカニカルジョイントの引抜試験の要件が見直され、設計圧力まで加圧すると同時に外力による軸方向荷重を負荷する試験方法とする改正が行われた。

（5）UR Z10.3

UR Z10.3 には、ケミカルタンカーの就航後の船体検査に関する要件が規定されている。今回、精密検査の箇所を示す図を典型的なケミカルタンカーの船体横断面形状へ修正する改正が行われた。

（6）UR S14

UR S14 には、タンクテストの手順等に関する要件が規定されている。今回、IMO MSC86 に IACS 等から提出された新造船のタンクテストガイドラインと整合させるための改正が行われた。

（7）UI SC226

UI SC226 には、シングルハル油タンカーをダブルハル油タンカーまたはバルクキャリアに改造する際に適用すべき SOLAS 条約要件に関する解釈が規定されていた。本 UI を IACS より IMO に提出したところ、一部修正されると共に、MARPOL 条約及び Load Line 条約要件の適用に関する解釈が追加され、MSC-MEPC.2/Circ.10 として承認された。これを受け、本サーキュラーと整合させるべく、本 UI の改正が行われた。

（8）UI SC257

SOLAS V/23.3.3.1 規則には、水先人用はしごは「15°の横傾斜への考慮」をするよう規定されている。一方、SOLAS V/23.3.3.2 規則において、船側はしごが水先人用はしごと共に用いられる場合では、「15°の横傾斜への考慮」については言及されていない。この点について IACS 内で審議の結果、「15°の横傾斜への考慮」は、非常時にのみ適用され、その場合水先人用はしごにより 9m 以上の高さを登ることを許容するとともに、船側はしごが水先人用はしごと共に用いられる場合は、「15°の横傾斜への考慮」は適用されないことを明確化した UI が新たに採択された。

（9）UI SC244

UI SC244 には、救命設備の試験に関する勧告（MSC.81(70)）における、救命艇及び救助艇の試験が適用となる艇の種類についての解釈が規定されている。これまで本 UI では、つり索によって進水する救命艇のみを対象としていたが、DE56 における本 UI についての審議結果を受け、IACS では、つり索によって進水する救助艇にも適用を拡大すると共に、自由降下進水式救命艇の補助的な進水手段（つり索によって進水させる手段）には適用しない旨を明確にすべきとの結論に至り、本 UI の改正が行われた。

（10）UI MPC11

UI MPC11 には、MARPOL Annex I/27 規則におけるタンカーの非損傷時復元性に関する要件の解釈が規定されている。IACS UI MPC11 にて参照されている MARPOL の条項番号が MARPOL の改正に追従していなかったため、参照番号を修正する改正が行われた。

（11）UI SC233

UI SC223 には、救命艇の色彩に関する要件及び適用範囲についての解釈が規定されている。本 UI について、IMO にて審議が行われたところ、当該色彩に関する要件の適用箇所に対して緩和が図られた上で、MSC90 において本 UI が承認され、MSC.1/Circ.1423 として回章された。これを受け、IACS では、本 UI を上記サーキュラーと整合させるべく、当該色彩要件の適用範囲を、全閉囲型救命艇の外装及び部分閉囲型救命艇のキャノピーの外装とする改正が行われた。

（12）UI COLREG 1

UI COLREG 1 には、全周灯の射光範囲が 6 度を超えて妨げられることのないように全周灯 2 個を配置する場合の解釈が規定されている。これまで、1 海里の距離から 1 個の灯火として視認できるよう、各々の全周灯が 180 度を超えて遮蔽されてはならない旨規定していたが、当該解釈について見直しが行われ、一方の全周灯が 180 度を超えて遮蔽される場合であっても、もう一方の全周灯の遮光角を調整することで、1 個の灯火として視認できる場合の配置にも対応すべく、UI の改正が行われた。

（13）UI SC144

UI SC144 には、SOLAS III/20.11 規則の規定に関する救命艇の進水装置・離脱装置の作動試験に関する解釈が規定されている。Res. MSC.216(82)による SOLAS III/20 規則の改正に鑑み、本 UI が参照する SOLAS 条項が変更されたため、当該 UI の改正が行われた。

（14）UI SC255

SOLAS 条約 II-1/26 規則では、推進機関の正常な運転を保持するために必要な燃料ポンプについては、冗長性確保のため 2 台以上設置することが要求されている。一方、MARPOL 条約付属書 VI で規定される排出規制海域（ECA）航行のために低硫黄燃料油を使用する際、通常の重油使用の燃料油ポンプでは、十分な燃料油供給が出来ない場合があり、このような場合における燃料油ポンプの設置要件について明確化を図った UI が新たに採択された。

（15）UI MPC102

2013 年 1 月 1 日発効の決議 MEPC.203(62)による MARPOL Annex VI において、船舶のエネルギー効率の検証に伴うエネルギー効率証書（IEE 証書）の発行及び船舶エネルギー効率管理計画書（SEEMP）の船上搭載の確認が要求される。これを受け、現存船に対する IEE 証書の発行、SEEMP の搭載確認の検査時期、及び、IAPP 関連検査の際に SEEMP が船上に搭載されていなかった場合の取扱い等を定めた UI が新たに採択された。

（16）UI MPC101

MARPOL ANNEX IV Reg.14 では、段階的に燃料油の硫黄分濃度の規制値を厳しくする旨が規定されており、IAPP Supplement 2.3 にも、それに対応して各段階での硫黄分濃度の規制値を確認するためのチェックボックスが設けられている。当該チェックボックスへの記入時期については、初回証書発行の際に満足すべき燃料油の規制値全てについて事前にチェックすることが許容される旨明確化した UI が新たに採択された。

（17）UI HSC8

高速船の安全措置について規定する HSC コード 7.4.2.3 規則においては、高火災危険場所及び中程度の火災危険場所内の主要な荷重支持構造並びに制御場所を支持する構造は、適当な時間火災に曝された場合にも、船体構造が崩壊しないように荷重を分散する構造とすることが規定されている。しかしながら、この要件の適用に際して、荷重支持構造の耐火時間、考慮すべき耐火構造範囲、火災試験及び荷重ケースについて不明確であったことから、これらの明確化を図った UI が新たに採択された。

上記の UR 及び UI を適宜取り入れるべく、今後、本会の中で規則改正手続きが開始される予定です。

日本海事協会 国際室は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしてゆきます。

なお、本件に関してご不明な点は、国際室までお気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 （ClassNK）
本部 管理センター 国際室
住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7（郵便番号 102-8567）
Tel.: 03-5226-2038
Fax: 03-5226-2024
E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer
ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.
ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright
Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.